

令和7年度 公文書開示状況（令和7年9月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	存在	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
																				存否
11	R7.7.31	R7.9.24	(1) 新型コロナウイルス感染症患者の転院調整における民間救急搬送に係る支出 (令和5年4月分) (2) 新型コロナウイルス感染症患者の転院調整における民間救急搬送に係る支出 (令和5年5月分)	22	1					1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため(7条3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため(7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局感染対策部医療体制課	
12	R7.7.31	R7.9.5	民間救急搬送に係る支出 (令和5年4月分)	4	1														保健医療局感染対策部医療体制整備課	
13	R7.8.1	R7.9.3	第一種動物取扱業者登録台帳 (令和7年8月1日時点)	1	1														保健医療局健康安全部動相センタ	
14	R7.8.19	R7.9.2	医療法人社団〇〇に係る役員変更届等一式	13	1					1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため(7条3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため(7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局医療政策部医療安全課	
15	R7.9.1	R7.9.15	・薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳(多摩小平保健所) (令和7年8月5日から令和7年9月2日までに、新規に開設を許可した施設(ただし、廃止は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日に限る。)。 ・薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳(多摩府中保健所及び多摩小平保健所) (令和7年8月5日から令和7年9月2日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設(ただし、企業内及び施設内を含む。))の①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日、⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。)。 ・「診療所及び歯科診療所の休止届出書」令和7年8月5日から令和7年9月2日までに多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限り、その他の情報(開設者の住所・印影・電話番号・ファクシミリ番号、施設電話番号・ファクシミリ番号、開設許可(開設届出)年月日及び同番号、休止の理由及び副本交付済者の氏名)を除く。ただし、上記期間に休止届出書の提出があった施設が存在した場合に限る。															1	(11条2項) 文書不存在(該当する情報が存在しない)	保健医療局保健政策部保健政策課
16	R7.9.1	R7.9.15	・薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳(多摩小平保健所) (令和7年8月5日から令和7年9月2日までに、新規に開設を許可した施設(ただし、廃止は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日に限る。)。 ・薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳(多摩府中保健所及び多摩小平保健所) (令和7年8月5日から令和7年9月2日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設(ただし、企業内及び施設内を含む。))の①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日、⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。)。 ・「診療所及び歯科診療所の休止届出書」令和7年8月5日から令和7年9月2日までに多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限り、その他の情報(開設者の住所・印影・電話番号・ファクシミリ番号、施設電話番号・ファクシミリ番号、開設許可(開設届出)年月日及び同番号、休止の理由及び副本交付済者の氏名)を除く。ただし、上記期間に休止届出書の提出があった施設が存在した場合に限る。	8	1															保健医療局保健政策部保健政策課
17	R7.9.1	R7.9.15	・理容所台帳、美容所台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和7年8月1日から同月31日までに開設を確認した施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日及び⑦確認番号(ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)。 ・理容所台帳、美容所台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和7年8月1日から同月31日までに廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認番号(ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)	10	1															保健医療局保健政策部保健政策課
18	R7.9.1	R7.9.15	・施術所(あはき・柔整)台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和7年8月1日から同月31日までに開設の届出を受けている施設(ただし、廃業を除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④開設者名、(法人の場合は、⑤法人電話番号。)、⑥開設届出日及び⑦開設年月日に限る。) ・施術所(あはき・柔整)台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和7年8月1日から同月31日までに廃止の届出を受けている施設(ただし、廃業を除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、(法人の場合は、⑤法人電話番号。)、⑥廃止届出年月日及び⑦廃止年月日に限る。	10	1															保健医療局保健政策部保健政策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	存在	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
31	R7.9.5	R7.9.19	食品関係営業台帳（多摩立川保健所（立川市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）、多摩府中保健所（府中市、調布市、狛江市、小金井市）及び多摩小平保健所（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市。）（令和7年7月30日から令和7年9月4日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、行商、廃業届を受けた施設、廃業を確認した施設及び法改正に伴い新法に基づく許可又は届出を受けたことにより廃業処理を行った施設は除く。）に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名、⑤初回許可年月日又は届出年月日、⑥営業の種類（大・小）、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号（ただし、⑦、⑧及び⑨は申請者が法人の場合のみ。）及び⑩許可番号又は届出番号に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課
32	R7.9.5	R7.9.19	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（多摩立川保健所（立川市、国分寺市、東大和市）、多摩府中保健所（府中市、調布市、小金井市、狛江市）及び多摩小平保健所（東村山市）（令和7年7月30日から令和7年9月4日までに新規に開設を確認した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日、⑥代表者名、⑦営業者所在地、⑧営業者電話番号及び⑨営業形態（ただし、⑥、⑦及び⑧については営業者が法人の場合のみ。⑨はクリーニング所台帳のみ。）に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課
33	R7.9.5	R7.9.19	薬局台帳（多摩立川保健所（立川市、東大和市）、多摩府中保健所（調布市）及び多摩小平保健所（東村山市、西東京市）（令和7年7月30日から令和7年9月4日までに新規に開設を許可した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日及び⑥開設者所在地（ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ）に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課
34	R7.9.5	R7.9.19	診療所台帳、歯科診療所台帳、施術所台帳（多摩立川保健所（立川市、昭島市、国立市、国分寺市、東大和市）、多摩府中保健所（府中市、調布市）及び多摩小平保健所（小平市、東久留米市、東村山市、清瀬市、西東京市。）（令和7年7月30日から令和7年9月4日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号及び⑨業務の種類（施術所台帳のみ）（あ・は・き・柔の別）に限る。）（ただし、⑥、⑦及び⑧は開設者が法人の場合のみ。）に限る。）	9	1														保健医療局保健政策部保健政策課
35	R7.9.11	R7.9.25	昭和57年に東京都清瀬市〇〇に開設していた医療機関について ※医師名：〇〇 〇〇 ①正式名称、②廃止年月日、③廃止当時の所在地④カルテの引継ぎ先（不明可）															(11条2項) 文書不存在（該当する情報が存在しない）	保健医療局多摩小平保市町連携課
36	R7.9.16	R7.9.30	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所における、令和7年8月1日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤法人代表者名、⑥法人所在地（⑤及び⑥は営業者が法人の場合に限る。）及び⑦初回許可年月日に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課
37	R7.9.16	R7.9.30	理容所台帳、美容所台帳、旅館台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和7年8月1日から同月31日までに開設を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤法人代表者氏名、⑥法人所在地（⑤及び⑥は営業者が法人の場合に限る。）及び⑦確認年月日または許可年月日に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課
38	R7.9.16	R7.9.30	施術所（あはき）台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和7年9月15日現在、開設の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日及び⑥業務の種類（あ・は・き）に限る。）	8	1														保健医療局保健政策部保健政策課
39	R7.9.16	R7.9.30	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所における、令和7年8月1日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤法人代表者名、⑥法人所在地（⑤及び⑥は営業者が法人の場合に限る。）及び⑦初回許可年月日に限る。）	10	1														保健医療局保健政策部保健政策課